

○財務省告示第三百三十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年十一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百八

十二回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

三 振替法の適用等 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）は、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）は、価格競争入札と同時に財務大臣が行われる入札であつて、財務大臣が各国債市

四 発行方法

であつて、財務大臣が行われる入札

七 イ 払込金 額																			
ハ					ニ					ハ					ロ				
非	者	特	国	札	非	者	特	国	札	非	者	特	国	札	非	者	特	国	札
格	第	参	市	発	格	第	参	市	発	格	第	参	市	発	格	第	参	市	発
競	I	加	場	入	競	II	加	場	入	競	I	加	場	入	競	I	加	場	入
千	四			五	で	た	条	特		で	た	条	特	で	た	条	特	十	面
円	千			億	千	利	第	別		四	利	第	別	五	利	第	別	五	金
	百			二	六	付	一	会		千	付	一	会	億	付	一	会	万	額
	四			百	三	国	項	計		百	国	項	計	円	円	国	項	円	で
	十			四	十	に	規	関		十	に	規	関	に	九	に	規	百	付
	三			十	九	つ	定	す		三	つ	定	す	に	百	に	規	九	国
	億			四	億	い	に	る		億	い	に	る	に	十	に	規	十	債
	千			万	円	て	基	法		円	て	基	法	に	五	に	規	九	に
	六			五		、	づ	第			、	づ	第	に	十	に	規	十	に
	百			千	額	き	き	四		額	き	き	第	に	億	に	規	十	に
	十			円	面	発	行	十		面	発	行	十	に	千	は	づ	十	に
	四				金	行	十	七		金	行	十	七	に	三	は	づ	七	に
	万				額	し	七			額	し	七		に	百	は	づ	十	に
	七					額	し				額	し		に	五	額	発	六	に
														に				億	に

十二	ロ										十	十	九	八	二																								
利	入	価	・	別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	発	行	行	振	額	最	低	行	争	非	者	特	国	行	争	入								
率	札	格	第	参	市	及	入	札	格	第	参	市	行	札	格	第	参	市	替	単	位	額	面	金	札	格	第	参	市	行	入								
年	行	争	非	者	特	国	発	競	I	加	場	、	入	行	争	格	日	の	記	載	又	は	規	定	に	よ	る	振	替	口	座	簿							
〇								九	厘				九	厘				平	成	二	十	九	年	十	一	月	十	五	日										
・								面	金				五	厘				す	る	〃																			
一								額					以	上				の	整	数																			
パ								百	円				の	そ				十	倍																				
ー								に	つ				そ	れ				九	の																				
セ								つ	き				れ	ぞ				十	の																				
ン								百	円				の	百				五	に																				
ト								四	十			八	十	八				日	も																				
								十	八				八	八					と																				

千六百四十七億四千円

五万円

十三 初期利子

十四 第二期以後の利子

十五 償還期限

十六 償還金額

十七 元利支

十八 払入札参加

十九 払込期日

平成三十年五月十五日を以て、算出した
 と、次式により算出した
 金額を支払う。ただし、
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次のとおりである。
 する期日については、

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月十五日及び十一月十五日
 日を以て、その日以、前六月間に
 いる利子を以て、前六月間に
 平成三十年五月十五日を以て、
 額面金額を以て、
 日本銀行に引き出す
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十九年十一月十五日